

○議長（茅沼隆文）

日程第５ 議案第１１号 開成町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題といたします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由。指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の交付により、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準が一部改正されたため、町条例においても所要の改正をしたいので、開成町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。

よろしく願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

細部説明を担当課長に求めます。

保険健康課長。

○保険健康課長（亀井知之）

それでは、議案を朗読いたします。

議案第１１号 開成町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第９６条第１項の規定により議会の議決を求める。

平成３０年３月６日提出、開成町長、府川裕一。

それでは、本条例の概要について御説明をいたします。

指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令について、国の省令でございますが、こちらにも介護報酬の改定とあわせて３年に一度、見直しを行い改正を行っております。今回、こちらの国の省令が改正されたことを受けまして、町の条例の一部も改正をするものでございます。

主な改正点でございますが、まず医療と介護の連携の強化でございます。入院時における医療機関との連携促進や平常時からの医療機関等との連携促進が、新たに規定をされております。また、公正中立なケアマネジメントの確保や障がい福祉制度における相談支援専門員との密接な連携、これについても規定をされております。

それでは、議案の１ページをご覧ください。

開成町条例第 号。

開成町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例。

開成町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平

成 26 年開成町条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

表をご覧ください、右が改正前、左が改正後でございます。

まず、目次でございますが、目次の第 6 章の部分でございますが、第 6 章に第 36 条がございます。こちら、内容が詳細事項の町長への委任事項を示しておりまして、第 6 章の基準該当介護予防支援に関する基準、この内容と少し相入れないということで、新たに雑則として第 7 章を設け位置づけを変更したものでございます。

次に、第 2 条第 1 号の改正は、条ずれの修正でございます。

一番下の第 4 条でございます。次のページの第 4 項の改正となりますが、障がい福祉サービスをこれまで利用してきた障がい者の方が介護保険サービスを利用する場合において、介護保険側のケアマネージャーと障がい福祉制度側の相談支援専門員、こちらとの密接な連携に努める必要があると、そういう旨を明確化させていただいたものでございます。

次に、第 7 条でございます。第 2 項では、利用者との契約にあたって、利用者やその家族に対して、ケアプランに位置づけるサービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であるということを説明することを義務づけているものでございます。

次の第 3 項でございますが、介護予防支援の提供開始の際に利用者について病院または診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名や連絡先を当該病院等に伝えることを義務づけている条項でございます。

第 4 項から 4 ページの第 7 項までは、項ずれに伴う修正でございますので省略をさせていただきます。

4 ページの第 9 条、第 10 条、第 11 条、5 ページの第 20 条は、文言整理でございます。

5 ページの第 33 条になります。第 33 条の第 9 号で、利用者及びその家族の参加を基本とする旨を新たに記載しております。

6 ページをご覧くださいまして、第 12 号及び第 13 号でございますが、介護予防訪問看護計画書の定義について、他の条例との整合性も勘案しまして、これまで県条例を引用していたものを国基準の引用として文言整理を行わせていただいたものでございます。

第 14 号の 2、一番下でございますが、こちらは新設条項でございますが、利用者の口腔に関する問題や服薬の状況等について、ケアマネージャーから主治医等に必要な情報伝達を行うことを義務づけている条項となります。

7 ページに移っていただきまして、第 21 号の 2、こちらにも新設条項でございますが、利用者が医療系サービスの利用を希望している場合などに利用者の同意を得て主治医等の意見を求めることとされておりますけれども、この意見を求めた主治医等に対しましてケアプランを交付することを、こちらにも義務づけるものでございます。

一番下の第7章、雑則は先程、御説明申しましたけれども、町長への委任事項について雑則として整理をし直したものでございます。

最後に附則です。この条例は、平成30年4月1日から施行いたします。

御説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。ございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

質疑を打ち切り、討論を行います。

討論のある方は、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

討論もないようですので、採決を行います。

議案第11号 開成町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（茅沼隆文）

着席ください。起立全員によって可決いたしました。